

「埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案（骨子案）」に対する意見一覧

【反映状況の区分】

- A：意見を反映し、案を修正した（意見内容のうち一部のみを反映したものを含む。） 【2件】
- B：既に案で対応済み 【0件】
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく 【0件】
- D：意見を反映できなかった 【1件】
- E：その他 【1件】

いただいた御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。

意見数	条	見出し	意見内容	反映状況	考え方
1	1条	目的	本条例の主たる目的は、中小企業者等の事業再生の促進であるべきで、地域経済の振興は副次的効果であると考えます。条文は「・・・権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の発展に資することを目的と・・・」とすべきです。	A	ご意見を踏まえ、案を修正しました。なお、本条例案では、中小企業者等の事業の再生のみでなく、いわゆる再チャレンジも対象としていることから、「中小企業者等の事業の再生及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進を図り、」と、より丁寧な表現としました。
2	3条	回収納付金を受け取る権利の放棄	第1条の意見でも述べたとおり、放棄を認める要件として「地域経済の振興に資する」ことより「中小企業者等の事業再生に資する」ことを要件とすべきであり、東京都・大阪府の同様の条例も、地域経済の振興は求償権の放棄を認める要件にはなっていない。第2項の条文は「・・・いずれかに基づくものであり、かつ、当該計画に係る中小企業者等の事業再生に資すると認めるときは、・・・」とすべきです。	A	ご意見を踏まえ、案を修正しました。文言については、第1条の修正に合わせて「中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、」と、より丁寧な表現としました。なお、「地域経済の振興に資する」ことも、求償権を放棄することができるときの必要な要件であることから、この文言は削除しませんでした。
3	4条	意見聴取	求償権の放棄を行うのは第3条第2項の場合であるから、より正確を期すために、条文は「・・・第一項の規定による申出があり、同条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄しようとする場合は、中小企業者等の事業の再生・・・」とすべきです。	D	本条の意見聴取については、権利を放棄しようとする場合だけでなく、権利を放棄しない場合にも専門家の意見聴取をすべきとの考えから規定したものであるため、ご意見は反映しませんでした。
4	-	-	<p>中小企業者等の事業再生を私的整理手続きにおいて行う際に、過剰債務を整理・削減するための方策として金融機関借入の債権カットを要請することが有効な場合が少なくありません。私的整理手続きにおいて債権カットを行う手段としては i.直接放棄と、ii.スポンサー招聘を前提とした第2会社方式（会社分割・事業譲渡後に特別清算）があり、最近の実務では税務リスクの軽減のため後者を選択することが多いです。しかしながら第2会社方式は事業再生を進めるうえで決定的なデメリットが3つあります。</p> <p>①第2会社方式は既存会社の法人格を維持できないため、許認可を必要とする建設、運輸、医療等の事業会社では新会社（事業譲渡等の受け皿会社）が事業を開始するまでに一定期間を要し、円滑な事業の承継が困難である。また税務上の繰越欠損を引き継げないので、スポンサーが税務対策上のメリットを享受できない。</p> <p>②特別清算手続きは株式会社特有の手続きであるので、医療法人等が第2会社方式を活用する場合、旧会社の清算は破産とせざるを得ず、管財人との関係性で再生手続きが円滑に進まないリスクがある。</p> <p>③債権の不等価譲渡に対応していないため、再生ファンドや再生サービサー等への債権売却が行えず、事業再生の場面で活用が期待できるファンドやサービサーの利用が困難である。</p> <p>これまで、私的整理手続きにおいて債権カットスキームは第2会社方式が多く用いられてきましたが、再生ファンドや再生サービサーの活用が政策面でも期待される最近の状況において、債権の不等価譲渡への対応は喫緊の課題であり、本条例の整備は最重要課題として取組まれるべき施策と考えられ、本条例が一日も早く施行されることを望みます。</p>	E	本条例の早期の施行の必要性については、当議員団も同様の思いでありましたが、施行にあたり県執行部において規則等を整備するための期間を設ける必要があるため、令和7年4月1日を本条例の施行日としました。